埼玉県保健医療部・農林部 食品安全局長 手 嶋 顕 久 様

> 埼玉県消費者団体連絡会 代表幹事 柿沼トミ子 代表幹事 加藤 ユリ 代表幹事 伊藤 恭一 事務局長 岩岡宏保

# 「平成 27 年度埼玉県食品衛生監視指導計画」 作成にあたっての要望書

日頃より、埼玉県における食品の安全確保対策のためにご尽力いただくとともに、「埼玉県食の安全・安心条例」及び「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」に基づき、消費者参画のもと施策の検討・遂行にご努力されていることに対し、心から敬意を表するものです。しかし、食材虚偽表示問題、冷凍食品への農薬混入事件、ノロウイルスによる集団食中毒など、消費者の不安は絶える間もありません。消費者の健康を守り、不安を解消するための更なるご努力をお願いするところです。

私たち埼玉県消費者団体連絡会では、作成されました平成 27 年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)につきまして、次のように意見を要望書として、とりまとめました。ご確認ください。

記

- 1. 食品衛生監視指導計画(案)に対する意見募集の時期について 昨年の意見として、計画の公表・意見募集時期を12月上旬におこなうことを 要望いたしました。今年度につきまして、12月中に計画の公表・意見募集が おこなわれ改善されておりますが、食品の安全確保は埼玉県にとって重要な 施策の一つであり、予算的措置を含む充実した施策の検討計画、十分な意見 募集の期間と透明性の高いプロセスを確保する上から、素案の公表を12月上 旬までに行い、県民の意見募集をおこなうよう、引き続きご検討ください。
- 2. II 3. (2) 他都道府県及び政令市、中核市等との連携について 平成 27 年度、埼玉県内では越谷市があらたに中核都市となり、越谷市におい ても、食品衛生監視指導計画を作成することになるかと思います。この間、 埼玉県・さいたま市・川越市とそれぞれが計画を作成し、その結果について もそれぞれで作成をおこなってきました。消費者として公表された計画、報 告書を拝見する際、検査計画・報告など同じことをおこなっていても、文章 表現が一致しておらず理解することが難しい状況になっております。埼玉 県・さいたま市・川越市の間で連携をとり、より県民にわかりやすい計画と 報告の作成を要望いたします。

#### 3. Ⅲ 1. (4) 食肉の取扱いに重点をおいた予防対策

埼玉県では、規格基準が設けられていない牛以外の獣畜の生食についても監視・指導をおこなってきたこと、予防対策を講じてきたことは、評価するところです。しかし、消費者が情報を取得する頻度の高いインターネットのホームページやグルメ紹介雑誌には、不正確な情報が氾濫し「新鮮だと大丈夫」などの間違った情報のもと、食肉の生食などがおこなわれています。消費者にとって、ホームページや雑誌の情報を活用することは「食の安心かわら版」から情報を得るよりはるかに利用頻度が高く、また、店が堂々とPRしていれば安心して食べられると判断する人もいると思われます。規制の導入を契機に、さらに厳しい監視指導を行ってください。また、その施設で働くすべての人への正しい知識の指導を、引き続きおこなうことを要望いたします。

### 4. V 1. (2) 検査予定数

平成 26 年度の検査予定数に対して、27 年度はトータル 130 検体少なくなっております。中でも、遺伝子組み換え食品の検査が三分の一に減少しています。また、項目数が県内農産物検査の項目増加を差し引くと、4510 項目が減少しています。検体数・項目数を減らした理由についてお伺いしたいとともに、食の安全確保の視点から、引き続き必要な検査を継続することを要望します。

## 5. V 2. (2) 残留農薬検査

昨年より取り組まれているスクリーニング検査は、農産物直売所の多い、埼玉県においてはとても有効な方法であると評価するものです。ただ、基準値を超えた場合、指定されている農薬以外が検出された場合の対応については、過敏な対応があったように思います。対応については、生産者・消費者に不安を抱かせるような対応ではなく、農薬取締法、食品衛生法にそって対応してください。

#### 6. IX 2. (3) リスクコミュニケーターの養成

リスクコミュニケーターの養成の範囲を教育の現場に広げる計画は、とても評価できることです。私たち消費者団体の中には食に関する取り組みを展開している団体が多くあります。より、リスクコミュニケーションをすすめるために、消費者団体などとの連携を視野に入れて、更に養成の範囲をひろげることを要望します。

#### 7. IX 3. 県民などに対する情報提供・普及啓発

残念ながら、県民への情報発信や普及啓発は充分ではない状況であると感じております。発信いただく情報はとても重要で、伝えようとする想いを感じるものばかりですが、実際に埼玉県のホームページを食の安全のページまで進んでいく方は多くはいないのではないかと思っております。パンフレットなども県民の目に触れる状況をつくれていないのではないでしょうか。もっと、消費者団体・市民団体の発行物や、民間の発行する情報誌などを活用して、普及啓発をおこなうことを要望します。

8. 改正景品表示法にともなう県の権限強化について 昨年改正された景品表示法により「不当景品類及び不当表示防止法第十二条 第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令の一部を改正する政 令」が11月17日に公布されました。その中では、不当な景品類の提供又は表示がされた場所又は地域を含む都道府県の区域を管轄する都道府県知事が行うこととすると、県の権限が強化されました。これに対応した体制の確保を含めて、厳しい監視を実施することを要望します。あわせて、変更になったことについて、県民への周知をおこなうことも要望します。

# 9. 食品表示について

今後、これまで食品衛生法、日本農林規格(JAS)法、健康増進法の3法に分かれていた表示ルールが食品表示法の制定により一元化します。また、新たな機能性表示も始まります。これらが厳格に運用されていくように、厳しい監視を実施することを要望します。あわせて、変更になったことについて、県民への周知をおこなうことも要望します。

以上、意見表明をいたします。